

J R 東海労幹関西地「申」第14号  
2019年12月26日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 畑野 浩孝

「超過勤務前提の車両点検」についての申し入れ

会社は、12月13日に技術連絡で「雪害対策列車に対する車両点検について（一部変更）」を掲示した。この中の別紙3で入庫時間（～9：00）、本線列番2631A、「着氷霜」及び「降積雪」対策列車の点検を車両点検実施者（基本）としてヤ5、ヤ6（前日夜勤者）を指定してきた。しかし、ヤ5、ヤ6の退出時間は8：45である。この作業を行うと取替等が発生しなくても点検だけで超過勤務となることが考えられる。

この車両点検は、初めから超過勤務前提であり問題がある。よって、日勤者又は徹夜者が余裕をもって実施する車両点検作業として行うべきである。

超過勤務前提の車両点検は社員の疲労や焦りを誘発させ、安全安定輸送を阻害するものである。

よって、下記の通り申し入れますので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 超過勤務前提の車両点検をやめること。
2. 当日出勤の日勤者又は徹夜者に雪害対策列車に対する車両点検をさせること。
3. 余裕をもって車両点検できるように作業時間を確保すること。

以上